

船橋市マンション耐震改修助成事業要綱

令和7年3月27日
建指第3737号

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市耐震改修促進計画に基づき、マンションの耐震改修に要する費用の一部を助成することにより、市民の建築物の安全性に対する意識の啓発を図り、地震に強いまちづくりを進め、もって市民の生命及び財産の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）のあるものをいう。
- (2) 管理組合 マンションの管理を行う区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する耐震診断で、法第4条第1項の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（以下「技術指針事項」という。）第1の規定により行うことをいう。
- (4) 耐震改修 法第2条第2項に規定する耐震改修で、技術指針事項第2の規定により行うことをいう。
- (5) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により登録を受けている一級建築士事務所又は二級建築士事務所に所属している一級建築士（同法第2条第2項に規定する一級建築士をいう。）であって、マンションの構造に応じた耐震診断資格者講習（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項各号に掲げる者をいう。）を修了した者をいう。
- (6) 設計者 建築士法第2条第6項に規定する設計を行う耐震診断者をいう。
- (7) 施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。
- (8) 工事監理者 建築士法第2条第8項に規定する工事監理を行う耐震診断者をいう。
- (9) 耐震判定委員会 一般財団法人日本建築防災協会が運営する既存建築物

耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の規約に基づく耐震判定委員会登録要綱の規定により登録を受けた耐震判定委員会をいう。

- (10) 助成事業 船橋市マンション耐震改修助成金（以下「助成金」という。）の対象となる耐震改修に係る事業をいう。

（助成対象建築物の要件）

第3条 助成の対象となるマンションは、次の各号に掲げる要件の全てに該当するもの（以下、「助成対象マンション」という。）とする。

- (1) 船橋市内に所在していること。
- (2) 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものであり、昭和56年5月31日以前に建築工事に着手したものであること。
- (3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物であつて、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3以上であること。
- (4) 住宅部分（マンションの専用部分のうち、専ら人の居住の用に供する部分をいう。以下同じ。）の床面積の合計が、延べ面積の3分の2以上であること。
- (5) 住宅の戸数が6戸以上であること。
- (6) 区分所有者が現に居住する住宅の戸数が、全住宅戸数の3分の2以上であること。
- (7) 助成事業について、過去に本要綱に基づく助成金の交付を受けたことがないこと。
- (8) 第9条第1項に規定する助成金交付決定を受けて実施する耐震改修に要する費用に対して、本要綱に基づき交付される助成金を除く、国又は地方公共団体等から他の助成金等の交付を受けないこと。
- (9) 耐震診断者が行った耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は倒壊の危険性が高い、若しくは倒壊の危険性があると判断されたものであること。

（助成対象者の要件）

第4条 助成の対象となる管理組合は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者（以下、「助成対象者」という。）とする。

- (1) 助成対象マンションの管理組合であつて、管理組合の集会（区分所有法第34条に規定する集会をいう。）において、この要綱の定めるところにより当該耐震改修の費用の一部について助成金の交付申請をする旨の決議及び当該申請に係る耐震改修を実施する旨の決議（以下「耐震改修実施の決議」という。）がそれぞれ得られた者とする。
- (2) 法人である管理組合又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号に規定する収益事業を行っている管理組合である場合は、市税の滞納がない者であること。

- (3) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）でない者であること。

（助成事業の要件）

第5条 助成の対象となる耐震改修は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 助成対象者が契約する施工者及び工事監理者により助成対象マンションの耐震改修を行うものであること。
- (2) 法第17条第3項に規定する計画の認定又は耐震判定委員会の判定を受けた耐震診断及び耐震改修の設計に基づき実施するものであること。
- (3) 耐震診断者が行った設計に基づく耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。
- (4) 原則として、当該年度内に事業を完了するものであること。

（事前確認）

第6条 耐震改修に係る助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請予定者」という。）は、当該助成金の交付を申請する前年度の市長が指定する期日までに、船橋市マンション耐震改修助成事業事前確認書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象マンションの外観が2面以上確認できる写真
- (2) 助成対象マンションの案内図、配置図、平面図、立面図及び構造図
- (3) 助成対象マンションの建築基準法第6条第1項若しくは第18条第3項に規定する確認済証の写し又は台帳記載事項証明書
- (4) 助成対象マンションに係る耐震改修前の耐震診断結果報告書
- (5) 耐震改修工事及び工事監理に要する費用に係る概算見積書
- (6) 耐震改修工事の概略工事工程表
- (7) 助成対象マンションの耐震改修設計概要書
- (8) 専有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表
- (9) 助成対象マンションの登記事項証明書
- (10) 耐震診断を行った者が第2条第5号に該当する者であることを証する書類及び耐震診断資格者講習を修了したことを証する書類の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額）

第7条 市長は、予算の範囲内において、助成対象者に対し、一の建築物ごとに助成対象マンションの耐震改修に要する費用の一部について助成金を交付することができる。

- 2 前項に規定する助成金の額は、次の各号に掲げる額に3分の1を乗じて得た額（千円未満は切り捨てとする。）のいずれか低い額とし、3,300万円を限度とする。

- (1) 耐震改修の工事及び工事監理に要する費用。
- (2) 助成対象マンションの延べ面積に51,700円/㎡(助成対象マンションの耐震診断の結果、 I_s (構造耐震指標)の値が0.3未満である場合は、56,900円/㎡とする。)を乗じて得た額。
- 3 第1項に規定する助成金の額は、消費税仕入控除税額(耐震改修の工事及び工事監理に要する費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額の総額をいう。以下同じ。)を除いて算定された額とする。

(交付申請)

第8条 耐震改修に係る助成金の交付を受けようとする管理組合(以下「申請者」という。)は、助成事業に係る契約を締結する前に、船橋市マンション耐震改修助成金交付申請書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 助成対象マンションの耐震改修設計図
 - (2) 助成対象マンションに係る耐震改修後の耐震診断結果報告書
 - (3) 管理組合の規約の写し
 - (4) 耐震改修実施の決議があったことを証する書類の写し
 - (5) 耐震改修の工事及び工事監理にそれぞれ要する費用の見積書又はその写し
 - (6) 消費税仕入控除税額取扱確認書
 - (7) 法第17条第3項に規定する計画の認定又は耐震判定委員会の判定を受けた耐震診断及び耐震改修の設計に基づき実施するものであることを証する書類の写し
 - (8) 設計者及び工事監理者がそれぞれ第2条第5号に該当する者であることを証する書類及び耐震診断資格者講習を修了したことを証する書類の写し
 - (9) 耐震改修の工事の施工者が第2条第7号に該当する者であることを証する書類の写し
 - (10) 市税を滞納していないことを証する書類
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、第6条に規定する事前確認のときから同条の添付書類に変更がある場合は、同条第5号から第7号に規定する書類を除き、当該変更に係る書類を第1項に規定する書類に添えて申請しなければならない。
- 3 申請者が法人でない管理組合である場合又は法人税法第2条第13号に規定する収益事業を行っていない管理組合である場合は、第1項第10号に規定する市税を滞納していないことを証する書類を省略することができる。
- 4 申請者は、第1項の規定により申請するにあたって、耐震改修に要する費用には消費税額を含めないで申請しなければならない。ただし、申請者が次の各号に掲げる事業者のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 免税事業者

- (2) 消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出した簡易課税事業者
- (3) 消費税法別表第3に掲げる法人で特定収入割合が5%を超える事業者
- (4) 消費税法第30条第2項に規定する個別対応方式又は一括比例配分方式により全額控除とならない事業者

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる事項を審査し、適正と認めたときは助成金の交付決定を、不適正と認めたときは助成金の不交付決定をするものとする。

- (1) この要綱及び予算に違反していないか。
- (2) 目的及び内容が適正であるか。
- (3) 金額の算定に誤りがないか。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。

(交付条件)

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該助成金の交付について次の各号に掲げる条件を附することができる。

- (1) 助成事業の内容又は経費の配分の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 交付決定の日から240日以内に助成事業を完了し、かつ、関係書類を添えて、速やかに市長に報告すること。
- (5) 船橋市マンション耐震改修助成事業要綱を遵守すること。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を附し、又は指示することができる。

(交付決定等の通知)

第11条 市長は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を船橋市マンション耐震改修助成金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、助成金の不交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びその理由を船橋市マンション耐震改修助成金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

(交付申請の取下げ)

第12条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、決

定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかつたものとみなす。

(助成事業の遂行)

第13条 第11条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた管理組合（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付の対象となつた事業計画及び交付決定に附した条件その他市長の指示に従い、速やかに助成事業を行わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 助成事業者は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(計画変更等の承認等)

第15条 助成事業者は、助成事業の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は助成事業を中止しようとするときは、速やかに船橋市マンション耐震改修助成事業計画変更・中止承認申請書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 船橋市マンション耐震改修助成金交付決定通知書の写し
 - (2) 計画変更する場合にあつては、当該変更に係る書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を船橋市マンション耐震改修助成事業計画変更・中止承認通知書（第6号様式）により助成事業者へ通知する。
 - 3 助成事業者は、第7条第3項に規定する消費税仕入控除税額を変更しようとするときは、第1項の規定を準用する。

(検査)

第16条 市長は、耐震改修に係る工事の内容を確認するため必要があるときは、助成対象マンション及びその土地に立ち入って検査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による検査を行う場合において、助成事業者、設計者、工事監理者及び施工者の立会いを求めることができる。
- 3 助成事業者、設計者、工事監理者及び施工者は、検査に協力しなければならない。
- 4 市長は、検査の結果、耐震改修に係る工事の内容が耐震改修の設計又は助成事業の計画と異なると認めるときは、助成事業者、工事監理者及び施工者に、当該工事の改善を指示することができる。

- 5 市長は、前項の規定による指示を行った場合において、再度検査を行うことができる。

(実績報告等)

第17条 助成事業者は、助成事業が完了したときはその完了した日から20日以内の日又は助成金の交付決定に係る会計年度の1月31日のいずれか先に到来する日までに、船橋市マンション耐震改修助成事業実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、当該期限内に報告できない合理的な理由があると市長が認めるときは、助成金の交付決定に係る会計年度の範囲内において、報告期限を延長することができる。

- (1) 助成対象マンションの耐震改修を行う部位ごとに、工事着手前、施工中及び完了後の状況が確認できる写真
- (2) 工事監理報告書の写し
- (3) 耐震改修の工事及び工事監理に係る契約書の写し
- (4) 耐震改修の工事及び工事監理にそれぞれ要した費用に係る領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 助成事業者は、第7条第2項第2号の規定により耐震改修に係る助成金の額が決定した場合又は第8条第4項ただし書きの規定により交付の申請をした場合で、次条の規定により助成金の額が確定した後に、助成金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、船橋市マンション耐震改修助成事業消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、助成事業が完了した日の属する会計年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 船橋市マンション耐震改修助成金確定通知書の写し
- (2) 別表に示す申告方式ごとに定める書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前項に規定する報告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合は、当該消費税仕入控除税額を市に返還しなければならない。この場合において、市長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じたときは、助成事業者はこれを返還しなければならない。

(助成金額の確定等)

第18条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び第16条に規定する検査により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を船橋市マンション耐震改修助成金確定通知書（第9号様式）により当該助成事業者へ通知する。

2 助成金は、前項の規定により確定した額を助成事業が完了した後において交付する。

(是正のための措置)

第19条 市長は、前条の規定による審査又は検査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。

2 第17条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(交付決定の取消等)

第20条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消することができ、その旨を船橋市マンション耐震改修助成金交付決定取消通知書(第10号様式)により当該助成事業者へ通知する。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 暴力団等であることが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取消したときは、助成事業者へ当該助成金の全部又は一部の返還を船橋市マンション耐震改修助成金返還命令書(第11号様式)により命ずるものとする。

(理由の提示)

第21条 市長は、助成金の交付決定の取消し又は助成事業の是正のための措置の命令をするときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

(関係書類の整備)

第22条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整備し、助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第23条 助成事業者は、助成金の交付を受けて改修したマンションについて、助成事業の完了後10年(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数)以内に、市長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

申告方式	添付書類
消費税の確定申告の義務がない場合	・ 免税事業所であることを証する書類
簡易課税方式により申告している場合	・ 消費税確定申告書（簡易課税用）の写し
公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が 5 %を超えている場合	・ 消費税確定申告書の写し ・ 消費税確定申告書付表 2（計算表）の写し ・ 特定収入割合を確認できる書類
課税売上割合が 9 5 %以上かつ課税売上高が 5 億円以下の法人等	・ 返還額算出シート ・ 消費税確定申告書の写し ・ 消費税確定申告書付表 2（計算表）の写し
課税売上割合が 9 5 %未満または課税売上高が 5 億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合	
課税売上割合 9 5 %未満または課税売上高が 5 億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合	